

# 令和8年第1回 白井市議会定例会

(開会 令和8年2月13日)

## 陳情受理報告書

陳情第5号	令和7年11月25日受理	
件名	臓器移植に関わる不正な臓器取引や移植目的の渡航等を防止し、国民が知らずに犯罪に巻き込まれることを防ぐための環境整備等を求める意見書提出の陳情	
陳情者	住所	東京都新宿区西新宿3-3-13 西新宿水間ビル6階
	氏名	一般社団法人 中国における臓器移植を考える会 代表 丸山 治章
〔陳情要旨〕 世界では移植用臓器の不足を背景に、不正な臓器取引や移植目的の渡航が深刻化しており、人権侵害や医療倫理の危機に直面しています。この深刻な状況に対し、国際社会は具体的な行動を起こしています。国際移植学会（TTS）および国際腎臓学会（ISN）は2008年に、「人の臓器の取引や臓器摘出のための人身取引は禁止され、犯罪とされるべきである」「各国政府や医療従事者は自国住民の移植ツーリズムへの関与を予防、阻止する方策を実行すべきである」等とする「臓器取引と移植ツーリズムに関するイスタンブール宣言」を声明しました。 臓器移植に関する法律の制定や法改正については、2008年のイスラエルを筆頭に、2010年スペイン、2015年イタリア、2015年台湾、2019年カナダ、2019年ベルギー、2022年英国、2024年豪州が行っております。このように、国際社会は、不正な臓器取引や移植目的の渡航について、深刻な人道問題及び医療倫理上の問題として、国民の生命の問題として認識し、その問題解決に向けて具体的な行動を強めています。 我が国においては、日本移植学会、日本臨床腎移植学会、日本内科学会、日本腎臓学会、日本透析医学会が2022年4月に「移植の恩恵は、非倫理的行為や搾取的な行為に依存することなく」「必要とする人々に分配されなければならない」等とする「イスタンブール宣言2018、5学会共同声明」を表明していますが、それに対する環境整備は不十分で、国際的な潮流に後れをとっています。 公益社団法人日本臓器移植ネットワークによれば、現在、国内では約16,500人もの方が移植を希望し登録しているのですが、臓器提供は年間で約100件程度となっており、圧倒的なドナー不足が大きな課題となっています。この現状から、海外での臓器移植を求め渡航する人は後を絶たず、2023年に発表された厚生労働省の調査では、海外での臓器移植手術後、国内の医療機関に通院している患者は、2023年3月末時点で543人です。 海外での臓器移植について、臓器提供元のはっきりしない斡旋を行っている事業者もあり、依然として渡航移植の危険性が存在しています。実際、海外での臓器移植を希望する患者に対し、国の許可を受けずに臓器提供を斡旋したとして、NPO法人の理事が実刑判決を受けました。 さらに、早期の臓器移植を願い、斡旋団体へ何千万円もの渡航移植費用を支払ったにも関わらず、海外の稚拙な医療施設での手術の後、間もなく亡くなった日本人レシピエントも複数報告されています。そして、海外で臓器移植手術を受けた患者が帰国後、国内の病院での診療を希望しましたが、病院側が「臓器売買や移植ツー		

リズムに関与しない」との方針で診療を拒否しました。この対応を不服とした患者は、医師法第19条の応召義務違反を主張し、病院側に損害賠償を求める裁判を起こしました。このように、医療関係者もいきなり訴訟されるリスクを背負うことになるのです。

これらの状況を踏まえ、貴議会におかれましては、国会及び政府に対し、臓器移植に関わる不正な臓器取引や移植目的の渡航等を防止し、国民が知らずに犯罪に巻き込まれることを防ぐための環境整備等を求める意見書を提出することを強く要請致します。

本意見書の提出は、我が国が人道問題に積極的に取り組み、国際社会における責任を果たすため、そして、国民の生命と人権を守るための重要な一歩となります。参考として意見書案を添付させて頂きました。貴議長殿をはじめとする議員各位には、ぜひとも本陳情にご理解いただき、地方自治法第99条に基づく意見書の提出にご尽力賜りますようお願い申し上げます。

#### 〔陳情事項〕

国際社会の足並みを揃え、臓器移植に関わる不正な臓器取引や移植目的の渡航等を防止し、国民が知らずに違法な臓器移植に巻き込まれることを防ぐため、適切な臓器移植が行われる必要性についての啓発活動などの環境整備を求める意見書を国へ提出することについて陳情します。

## 別紙

臓器移植に関わる不正な臓器取引や移植目的の渡航等を防止し、国民が知らずに犯罪に巻き込まれることを防ぐための環境整備等を求める意見書（案）

世界的な臓器の不足を背景に、臓器の確保を目的とする不正な臓器取引、人身取引、移植目的の渡航が深刻化しており、これらは医療倫理や人権を侵害する大きな問題となっている。

こうした課題に対応するため、国際移植学会（TTS）と国際腎臓学会（ISN）は、2008年4月に、「臓器取引と移植ツーリズムに関するイスタンブール宣言」を採択した。この宣言では、「臓器取引や臓器摘出を目的とした人身取引の禁止」「移植ツーリズムの予防と阻止」など各国政府や医療機関に求めている。さらに日本移植学会を含む国内の複数学会は、2022年「イスタンブール宣言2018」に基づく共同声明を発表し、移植の透明性と倫理性の確保を強調した。

現在、国内で臓器移植を希望する約1万6500人対し、臓器提供は年間で約100件に過ぎず、ドナー不足が課題となっている。この現状を受け、海外で臓器移植を求める渡航者は後を絶たず、2023年3月時点で国内医療機関に通院している渡航移植患者が543人に達している。しかしながら、出所不明な臓器を用いた移植には重大なリスクが伴い、術後に患者が死亡する事例や、帰国後に診療拒否を受けるケースもある。また、医療機関が診療を行う場合でも訴訟リスクを抱えることになり、渡航移植に関わる問題の複雑化が進んでいる。さらに、多くの患者が知らずに違法な臓器取引に巻き込まれる状況は、一層の対策が求められている。

現在、日本には渡航移植を制限する法律が存在せず、臓器提供の透明性を確保する登録制度も未整備である。これにより、移植ツーリズムを防止する環境整備や適切な臓器移植の啓発活動の強化が急務となっている。

よって〇〇議会は、国会及び政府に対し、臓器移植に関わる不正な臓器取引、移植目的の渡航等を防止し、国民が知らずに犯罪に巻き込まれることを防ぐため、環境整備に早急に取り組むことを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出いたします。

令和 年 月 日

〇〇議会議長

宛先

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
総務大臣  
外務大臣  
厚生労働大臣